

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

平成 30 年 3 月 30 日

【発行者の名称】

株式会社はかた匠工芸
(HAKATA TAKUMI KOUGEI Inc.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 藤永 新一

【本店の所在の場所】

福岡県大野城市仲畑二丁目 12 番 40 号

【電話番号】

(092)581-7232 (代表)

【事務連絡者氏名】

取締役 管理部長 今里 恵子

【担当 J-A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町 4 番 2 号

【電話番号】

(03)3666-2101

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目 1 番 1 号

【公表されるホームページのアドレス】

株式会社はかた匠工芸

<http://takumikougei.jp>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおい

ては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の最近3事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第10期	第11期	第12期
決算年月		平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
売上高	(千円)	790,433	878,936	1,241,294
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△22,745	3,740	5,630
当期純利益又は当期純損失(△)	(千円)	△23,653	△11,026	3,854
資本金	(千円)	108,850	108,850	108,850
発行済株式総数	(株)	517,700	517,700	517,700
純資産額	(千円)	△33,411	△44,438	△40,584
総資産額	(千円)	257,935	243,612	304,408
1株当たり純資産額	(円)	△76.59	△97.89	△90.44
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は当期純損失金額(△)	(円)	△45.69	△21.30	7.45
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	—	—	7.27
自己資本比率	(%)	△15.4%	△20.8%	△15.4%
自己資本利益率	(%)	—	—	—
株価収益率	(倍)	—	—	69.80
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△59,718	△16,311	24,786
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,042	△63	△4,157
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	88,992	△16,000	7,191
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	41,597	9,222	37,043
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	13 (3)	17 (3)	24 (3)

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については掲載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第10期及び第11期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在するものの 1 株当たり当期純損失を計上しているため記載しておりません。
4. 自己資本利益率については、債務超過のため記載しておりません。
5. 第10期及び第11期の株価収益率については、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
6. 1 株当たり配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。
7. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイトのみ）は、期中の平均人員を（ ）外数で記載しております。
8. 第10期（平成27年 1 月 1 日から平成27年12月31日まで）、第11期（平成28年 1 月 1 日から平成28年12月31日まで）及び第12期（平成29年 1 月 1 日から平成29年12月31日まで）の財務諸表について、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第 3 項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

2【沿革】

当社（旧商号：日本和装ホールセラーズ株式会社）は、平成19年3月1日に設立しました。当時の和装業界は、一部企業による「過量販売」に関する報道の影響等を受けたことから、業界の雇用情勢にも深刻な影響が及び、長年にわたり業界に従事し和装文化に関する豊富な知識と経験を持ちながら、それらを十分に発揮できる場所を見出せない人材が多くいました。

このような状況にあつて、当社の親会社である日本和装ホールディングス株式会社（以下「日本和装 HD 社」という。）は、かねてより、和装文化に関する豊富な知識を有する人材と委任契約を締結し、「伝統文化テラー」と称して日本和装 HD 社の運営する各種教室のカリキュラムの中で、契約企業各社（日本和装 HD 社と販売業務委託契約を締結した全国の着物・帯のメーカー及び和装品全般の総合卸売業者。以下「加盟店」という。）が受講生に商品を販売する際に、和装文化に関する知識を受講者へ適切に伝達する役割を果たし、着物に関する「潜在市場の掘り起こし」に注力してまいりました。

当社は、日本和装 HD 社の上述の取組みを専業に行う同社の 100%子会社として設立され、「伝統文化テラー」を日本和装 HD 社の運営する各種教室や催事及び加盟店各社が行う販売会等へ派遣し、和装関連商品の販売促進を主たる目的とする事業を行ってまいりました。

その後、平成 21 年 1 月に日本和装 HD 社の取引先である株式会社後藤が倒産したことにより、同社が所有していた博多織の製造工場（株式会社匠工芸）も倒産の危機にありました。当社は、株式会社匠工芸が携わってきた伝統産業である博多織の生産がなされなくなることを避けるために、同年 2 月に株式会社匠工芸の従業員を当社へ移籍させ博多織の製造工場の運営に携わることとなり、同年 9 月に清算会社である株式会社後藤から株式会社匠工芸の土地・建物・設備を取得し、以後、当社は、帯の製造部門を有する会社として事業を行っております。

平成 24 年 3 月には、博多織の生産と販売を行う企業であることを消費者に認知してもらうことを目的として、商号を日本和装ホールセラーズ株式会社から現在の株式会社はかた匠工芸へ変更しております。商号に「はかた」をつけることで製造する織物の産地を明示し、「匠工芸」とすることでメーカーであることを印象付けられるものと考えております。

平成 26 年 4 月に当社は新規事業として東京銀座・京都祇園にて男きものの販売を開始しており、店舗展開を進めております。

平成 26 年 7 月に和装業界の活性化と社会的信用を得るべく、東京証券取引所「TOKYO PRO Market」に上場いたしました。

年月	事項
平成 19 年 3 月	日本和装ホールセラーズ株式会社（福岡市中央区）設立
平成 19 年 7 月	東京都千代田区丸の内に本社移転
平成 21 年 2 月	株式会社後藤の倒産により、工場設備と従業員を継承し、博多織製造を開始
平成 21 年 3 月	博多織物協同組合（現：伝統絹織産地協同組合）加入
平成 23 年 3 月	福岡県大野城市に本社移転
平成 24 年 3 月	「日本和装ホールセラーズ株式会社」を「株式会社はかた匠工芸」へ商号変更
平成 26 年 4 月	博多織工業組合加入
平成 26 年 4 月	東京銀座・京都祇園に男きもの専門店「SAMURAI」開店
平成 26 年 7 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場

（注） 1. 博多織物協同組合（現：伝統絹織産地協同組合）は、組合員の取り扱う織物製品の証紙発行に関する事業、組合員の事業に関する経営の改善向上または組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供し、組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とした組合であります。

2. 博多織工業組合は、博多織製造業の中小企業者の改善発達を図るために必要な事業を行い、これらの物の公正な事業活動の機会を確保し、ならびにその経営の安定及び合理化を図ることを目的とした組合であります。

3【事業の内容】

当社は、日本和装 HD 社の子会社であり、日本和装グループ（当社及び日本和装 HD 社とその他グループ会社）の中で織機を有する唯一の子会社として織物の製造販売を行っており、また、日本和装 HD 社との販売業務委託契約に基づく多数の契約企業（加盟店）の 1 社として事業活動を行っております。主力製品は「博多織（博多帯）」であり、日本の帯の三大産地のひとつである福岡県において、伝統の技法で製造しております。

1970 年代には 2 兆円規模と言われた和服の小売市場は、2011 年には 3,000 億円程度に縮小しその後横ばい、2017 年の着物小売市場規模は前年比微減の 2,880 億円と推計されており（月刊ステータスマーケティング 2018 年 1 月号）、斜陽産業のひとつに挙げられております。当社は、これまでの市場の縮小に伴った職人・織機・伝統技術が失われつつある現状を危機的状況と捉え、日本の伝統文化をいかに後世に残してゆくか、その方法を模索し続けております。上記「2【沿革】」に記載のとおり、当社が帯の製造に着手したのも、倒産の危機にあった博多織工場を取得したことによります。

当社は、日本の伝統文化のひとつである和装文化を守り、育んでいきたいという想いを抱いております。そのために、和装市場の現状を広く認知いただくこと、伝統技術を承継する後継者の確保・育成を図ること、また、販売チャネルを広げることなどに取り組み、和服市場の拡大や地域産業の活性化に寄与してまいりたいと考えております。

当社の事業内容は次のとおりであります。

次の 3 事業のうち、（1）直販事業及び（2）卸売事業が「第 6【経理の状況】…（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分における「レディース和装事業」に対応するものであります。

（1）直販事業

直販事業とは、当社が製造する帯等の製品や他社から仕入れた着物等の商品を直接消費者へ販売する事業であり、日本和装 HD 社の販売仲介によるものに加えて、当社工場内での販売があります。

① 日本和装 HD 社の仲介による販売

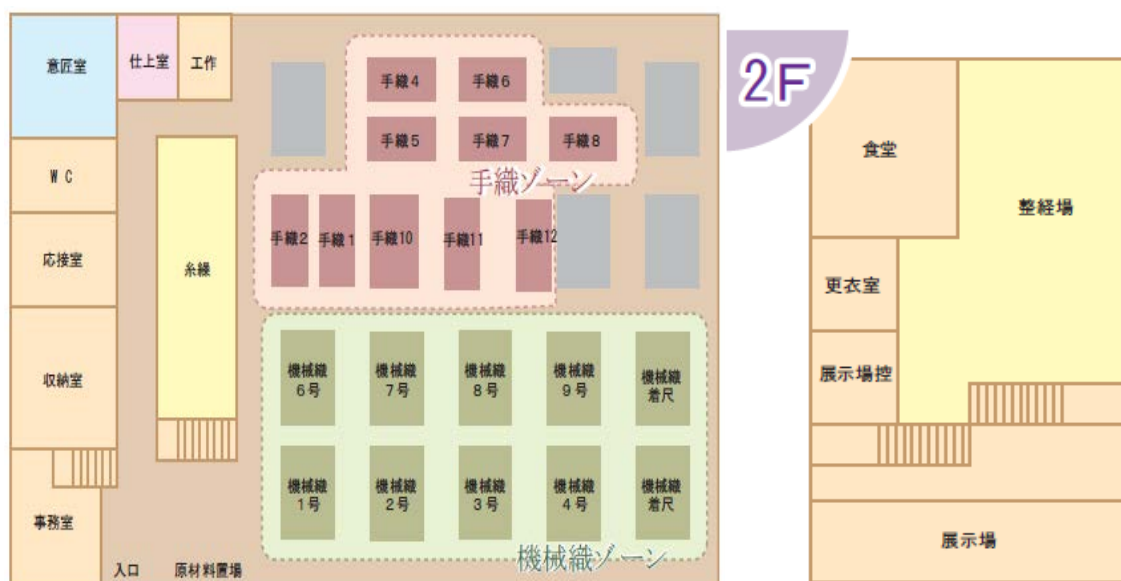
日本和装 HD 社が運営する美しいきもの着付け教室や各種イベントにおける当社製品及び商品の販売機会において、同教室の受講者や修了生に対し、当社製品及び商品を販売しております。なお、当事業年度においては、同社の仲介による販売高は、当社売上総額の約 92%を占めております。

② 当社工場内での販売

当社工場内の展示場スペースを活用し、工場見学を中心とした講義を交えた消費者への直接販売です。当社工場帯の製造工程を「教える」または「伝える」ことで、その伝統的な技法や価値に対して消費者の理解を深めることができ、購買に結びつくものと考えております。

当社では、一般の方がいつでも工場見学できるよう体制を整えております。また、当社ホームページ上では、博多織の製造工程の動画も公開しております。当社工場に足を運んでいただけないお客様のために、熊本、鹿児島、北九州での直接販売も始めております。

〈工場内〉



工場内には、手織り、機械織り合わせて 20 台の機（はた）を保有しております。機を変えることで、一人の職人が数種類の帯を製造することが可能です。特に、手織りの機を数多く保有し稼働させていることが当社工場の特徴であると考えております。

手織り機（各機で違った帯ができあがります）



当社が製造する手織りの帯の特徴は、「絹鳴り」の音にあるものと考えております。この「絹鳴り」の音と独特の結び味は、密度の高い経糸（たていと）と太い緯糸（よこいと）、さらに上質な絹糸ゆえの醍醐味と言えます。武士や庶民の実用の帯として発展した博多織は、今ではデザインも多様化され、使いやすく、結びやすく、そして美しい帯として製造されています。

唐草間道 (からくさかんどう)	弥三右衛門間道 (やざえもんかんどう)	匠織 (たくみおり)

(2) 卸売事業

卸売事業は、当社で製造している「博多織」を中心とした和装品全般の製造卸となります。生産量の少ない博多織であり、また、手織りの技法でも製造される当社の帯は、機械織り中心の他産地との差別化が図られているものと考えております。

(3) 男きもの事業

男きもの専門店「SAMURAI」を東京銀座・京都祇園に出店しております。
主力の商品を自社開発し、低価格高品質な商品を提供しております。

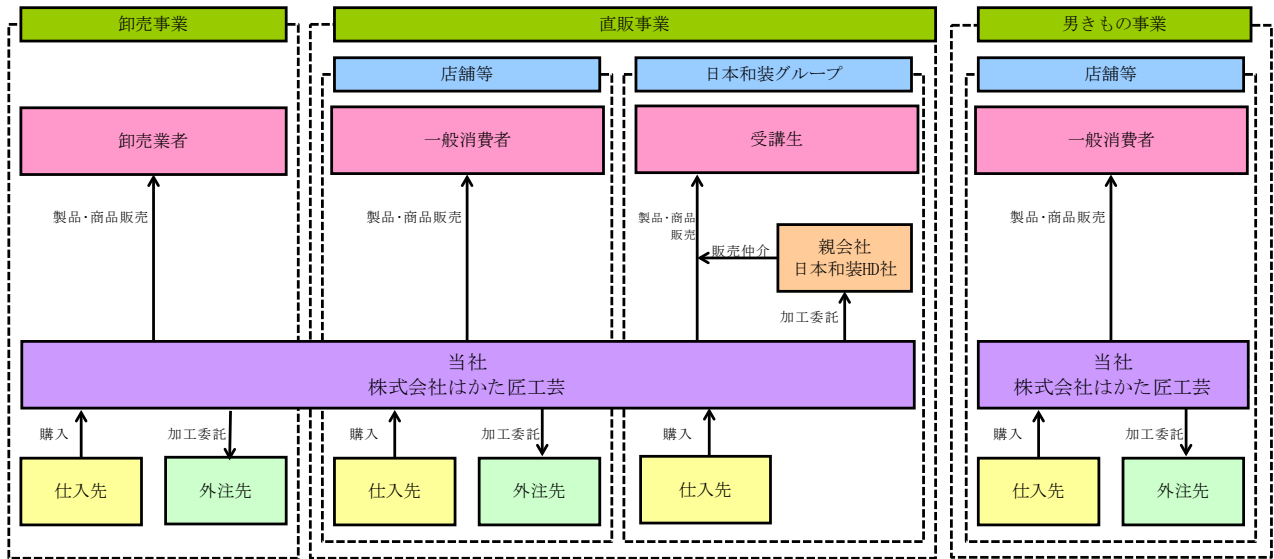
この男きもののオリジナルブランドである「KATANA」は、40代以上をターゲットとし、「格好良いおとなの男」をキーワードにエクゼクティブ層の新しいファッションとして提案しております。



素材は正絹（オールシルク）・「きものはオーダーメイド」という原則を変えることなく、きもの・羽織・帯・長襦袢・仕立一式の構成となります。

(事業系統図)

当社の事業を事業系統図に示すと次のとおりであります。



4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有割合 又は被所有割合	関係内容
日本和装ホールディングス 株式会社（注） 1. 2.	東京都 千代田区	459	きもの関連事業	被所有 77.2%	販売業務委託

- （注） 1. 親会社である日本和装ホールディングス㈱の状況については、「第6【経理の状況】…【関連当事者情報】」に記載しているため、記載を省略しております。
2. 有価証券報告書を提出しております。

5【従業員の状況】

（1）提出会社の状況

平成29年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
24 (3)	45.1	3.4	2,671

セグメントの名称	従業員数(名)
レディース和装事業	21 (1)
男きもの事業	1 (1)
全社（共通）	2 (1)
合計	24 (3)

- （注） 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（アルバイトのみ）は、最近1年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。
2. 平均年間給与は、基準外賃金を含んでおります。
3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理部門及び製造部門に所属しているものであります。

（2）労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、アベノミクスの推進により、雇用・所得環境の改善が続く中で、緩やかな回復基調が続いており、海外経済が回復する下で、輸出や生産の持ち直しが続くとともに、個人消費や民間設備投資が持ち直すなど民需が改善し、経済の好循環が実現しつつあります。

和装業界におきましては、2017年の着物小売市場規模は前年比微減の2,880億円と推計（月刊スタータスマーケティング2018年1月号）され、厳しい経営環境が続いております。

このような環境のなかで、当社は日本和装グループが展開する「日本和装の無料きもの着付け教室」等における受講者に対するセミナーや各種イベントなどの販売業務の代理店として、女性向けの和装品の販売をいたしました。また京都を拠点とした製造品卸の販路開拓にも注力いたしました。

平成26年4月より参入した男きもの市場におきましては、男きもの専門店「SAMURAI」ブランドの確立に向けて、自社企画の低価格高品質な商品を提供し、消費者に認知されつつあります。今後の事業の核と捉え、男きもの市場の開拓に注力いたしました。

これらの結果、売上高1,241,294千円（前期比41.2%増）、営業利益は11,482千円（前期比40.7%増）、経常利益は5,630千円（前期比50.5%増）、当期純利益は3,854千円（前事業年度は当期純損失11,026千円）となりました。

セグメント別の業績は次のとおりです。

<レディース和装事業>

営業部人員増に伴う販売回数の増加、新規卸先の増加による受注増加に加え、販売会における販売経費管理の徹底が功を奏し、売上高1,175,909千円、セグメント利益（営業利益）13,734千円となりました。

<男きもの事業>

男きもの市場の開拓や「SAMURAI」ブランドの確立に向けて、男きもの着付け教室を中心に男きものへの潜在的な需要の掘り起しに広告宣伝費等の販売経費を支出しましたが、受注獲得に結びつけることができず、売上高65,385千円、セグメント損失（営業損失）2,251千円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は37,043千円（前期比27,820千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果獲得した資金は、24,786千円（前事業年度は16,311千円の使用）となりました。これは主にたな卸資産の増加13,464千円、前受金の増加34,481千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果使用した資金は4,157千円（前事業年度は63千円の使用）となりました。これは主に有形固定資産の取得による支出1,010千円、貸付けによる支出2,947千円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果獲得した資金は7,191千円（前事業年度は16,000千円の使用）となりました。これは長期借入金の増加30,000千円、長期借入金の返済による支出22,560千円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当事業年度の生産実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	前期比 (%)
レディース和装事業 (千円)	82,271	127.9
男きもの事業 (千円)	719	57.8
合計	82,990	126.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 男きもの事業において当期の生産実績が前期比 57.8%となっている理由は、製品販売の減少によるものです。

(2) 商品仕入実績

当事業年度の商品仕入実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	前期比 (%)
レディース和装事業 (千円)	221,516	150.6
男きもの事業 (千円)	27,565	84.7
合計	249,082	138.7

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. レディース和装事業において当期の商品仕入実績が前期比 150.6%となっている理由は、販売人員増加にともなう販売回数の増加及び他社高額商品売上高の増加によるものです。

3. 男きもの事業における当期の商品仕入実績が前期比 84.7%となっている理由は、他社商品仕入の減少によるものです。

(3) 受注状況

当事業年度の受注状況は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	前期比 (%)
レディース和装事業 (千円)	1,229,254	155.2
男きもの事業 (千円)	66,013	103.1
合計	1,295,267	151.3

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. レディース和装事業において当期の受注状況が前期比 155.2%となっている理由は、販売人員増加に加え、親会社である日本和装HD社が主催する各種販売会の回数の増加によるものです。

(4) 販売実績

当事業年度の販売実績は、次のとおりであります。

セグメントの名称	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)	前期比 (%)
レディース和装事業 (千円)	1,175,909	144.1
男きもの事業 (千円)	65,385	104.3
合計	1,241,294	141.2

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. レディース和装事業において当期の販売実績が前期比 144.1%となっている理由は、販売人員増加に加え、親会社である日本和装 HD 社が主催する各種販売会の回数の増加によるものです。
3. 男きもの事業における当期の販売実績が前期比 104.3%となっている理由は、プロパー商品の販売増加によるものです。

3【対処すべき課題】

和装業界においては、継続的な市場規模の縮小により廃業や職人の高齢化が進み、後継者不足の問題を抱えるなど、生産地の疲弊が進行しております。このような状況下、当社では、織物をはじめとした伝統工芸品の良さを一般消費者に知ってもらい、その認知度を高め、需要を呼び起こすとともに、当社の継続的な成長と収益の確保のため、次のとおり取り組んでまいります。

(1) 人材の確保及び人材育成について

当社の製品は、伝統工芸品としての品質を確保するため、製造工程に特定の熟練技術者の関与が不可欠な部分があります。当社では、少人数で効率的な生産体制を確立するほか、若手社員に対する伝統技術の伝承と全社的な製造技術の向上に引き続き努めてまいります。

(2) 新たな販路の拡大と高付加価値商品の開発

当事業年度において、日本和装 HD 社の販売仲介を通じた売上が総売上高の約 90%にのぼっており、当社独自の販売体制の確立、営業力の強化が喫緊の課題であると認識しております。新たな販路の拡大として、新規卸先の開拓・直売会への出店等を積極的に進めております。

また、博多織工業組合が発行する「手織りの証」、伝統的工芸品の表示のために伝統証紙を取得できる和装品の開発にも努め、付加価値の高い製品を提供できるようになりました。今後も新たな販路の開拓に取り組むことで売上高の確保に努める一方、高付加価値商品の開発に取り組むことで収益の向上に努めてまいります。

(3) 男きもの事業の確立

当社は平成 26 年 4 月より男きものの販売を開始しており、男きもの市場の開拓及び新規顧客の獲得に努めております。当事業年度は各種媒体へ衣装提供を中心に男きものの認知度を高め、男きもの着付け教室を開催するなど、男きものへの潜在的な需要を開拓し、低価格高品質な商品を投入することで売上高増加に努めてまいります。中長期的には男きもの市場を最重点市場と捉えており、当該市場でのシェア獲得に取り組んでまいります。

(4) 事業資金の確保について

事業目標に応じた効率的なコスト削減に取り組み、事業及び運転資金の安定的な確保と維持に向け、資金を最大限に有効活用してまいります。厳しい事業環境を乗り越えるため、新たな資金調達について取引金融機関と協議を進めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 親会社及び親会社グループに関するリスク

① 会社の政策が変更になるリスク

当社の筆頭株主であり親会社である日本和装 HD 社につきましては、当社をはじめとする日本和装グループ全体の安定的な成長・拡大をグループ経営方針として掲げております。

同社は、株主としての議決権行使等により、当社の意思決定に重大な影響を及ぼすこととなりますが、同社の方針や利害が、当社の他の株主と常に一致するという保証はありません。

また、同社の保有する当社株式については、グループ会社の安定性確保のため引き続き長期に保有するものと

判断されますが、何らかの予期せぬ事情により、当該株式の売却が行われた場合や売却の可能性が生じた場合には、当社株式の市場価格に影響を及ぼす可能性があります。さらに、特定の相手先への譲渡が行われる場合、当該譲渡先の取得株数、当社株式の保有方針及び株主としての当社への経営関与の方針等によっては、当社の業績及び事業戦略に影響を及ぼす可能性があります。

② 親会社からの影響力及び親会社からの独立性について

当社の意思決定において、親会社である日本和装 HD 社の承諾は、形式的にも実質的にもその要件とされておりません。当社における重要な意思決定は、取締役会規程並びに善管注意義務及び忠実義務を遵守する取締役の合議制によりなされております。

③ 親会社グループにおける位置づけ

当社は、親会社である日本和装 HD 社を中核とした日本和装グループに属しており、同グループ内において唯一、織機を有し製造機能を持った企業として位置づけられております。このため、日本和装グループ内において当事業と直接的に競合する企業は存在せず、次項に記載のとおり、同一グループ内企業として継続的な取引関係を有しております。

④ 日本和装グループとの取引について

平成 29 年 12 月期における日本和装グループとの取引については、販売機会の提供を受け、顧客からの販売代金の精算及び販売手数料の支払いを行っております。

その詳細につきましては、「第 6 【経理の状況】…【関連当事者情報】」に記載のとおりであります。

(2) 特定の販売先への依存について

当事業年度において、親会社である日本和装 HD 社の販売仲介を通じた売上が総売上約 92%となっており、この理由の一つは、当社が日本和装 HD 社の加盟店の一社であり、同社の着付教室等の催事が当社製品及び商品の販売機会として大きなウェイトを占めていることによります。同社との取引は、販売業務委託契約（平成 21 年 3 月 16 日締結）に基づいております。同契約の有効期間は、1 年間であり、契約期間満了前 2 ヶ月以内に文書による更新拒絶の意思表示がない場合には、同一条件で 1 年間自動更新される旨が規定されております。また、次の場合には、当該契約を解除することができる旨の規定が定められています。

- ① 当該契約に定める各条項に違反した場合
- ② 信頼関係を損なう違背行為があったとき
- ③ 差押え、仮差押、仮処分、競売開始決定、滞納処分を受けたとき
- ④ 支払停止又は破産、民事再生手続、会社更生手続、会社整理若しくは特別清算手続の申立てがあったとき
- ⑤ 監督官庁からの行政処分を受けたとき
- ⑥ 手形又は小切手の不渡りをだしたとき
- ⑦ その他、当社の信用、支払能力に重大な疑義が生じたとき

現在において、当該契約の継続に支障を来す要因は発生しておりませんが、上述の解除要件に該当するほか、何らかの要因により当該契約が解除されることとなった場合には、当社の事業活動に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

なお、当社は日本和装グループに所属しているものの、加盟店としての取引条件は、他社と同一のものであり（※）、他の加盟店との公平な競争環境に置かれております。従って、当社の製品及び商品の品質等が顧客にとって魅力あるものでない場合には、この販売機会を当然に失うおそれがあります。

当社としては、日本和装 HD 社への依存度を引き下げるため、新規顧客の開拓、日本和装 HD 社以外の直販比率の増加に注力しておりますが、見込みどおりに顧客開拓が進まない場合や日本和装 HD 社の業績等が悪化した場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

※当社と日本和装グループとの取引条件は、日本和装グループが取引するグループ外の会社と同等のものである旨の説明を受けております。

(3) 特定の製品への依存について

当社は、博多織の販売による収益への依存度が高く、その売上構成比は3割程度となっております。現時点において、和装関連市場が急激に縮小し、博多織に対する需要が急減する可能性は低いものと判断しておりますが、何らかの理由による市場の縮小が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 技術者への依存及び人材の確保・育成について

当社の製品は、伝統工芸としての品質を確保するため、製造工程に特定の熟練技術者の関与が不可欠な部分があります。当社では、少人数で効率的な生産体制を確立するほか、若手従業員に対する伝統技術の伝承と全社的な製造技術の向上に取り組んでおりますが、4名の伝統工芸士を含む複数の熟練技術者が退職した場合、人材確保及び後継者育成が追いつかないおそれがあり、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 原材料価格の変動リスク

当社製品の主要原材料である生糸は、品質に対する要求水準の高さに起因して、そのほとんどをブラジルからの輸入に依存しております。原材料価格のほか、為替レートの急激な変動等が生じた場合には、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。また、何らかの国際的事情等によりブラジルからの生糸輸入が途絶した場合、代替輸入先の選定・原材料の安定供給に支障が生じたときには、当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 景気変動及び季節的要因について

洋装が日常化している現在においては、和服は、生活必需品というよりも奢侈品に近いものとして消費者に認識されていると考えられます。従って、他の奢侈品同様に、国内外の景気や消費動向による影響を受け易いことが想定されることから、この要因が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、売上高に季節的変動があり、現時点において当社製品及び商品の主な販売ルートである日本和装 HD 社の催事が集中する春季及び秋季に売上高の比率が高くなるという傾向があります。従って、現状においては、この要因が当社の業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 製品の安全性について

当社では、お客様にとって安全・高品質な製品を提供することを第一と考え、製品の品質向上や安全性確保に取り組んでおります。また、染色をはじめとする製造の一部を委託する仕入先メーカーに対しても、品質管理や安全確保に関する協議を継続的に行っております。しかしながら、何らかの事情により、製品の安全性や品質に関して予見不可能な原因により問題が生じた場合、製造物責任や損害賠償責任などによる不良品回収のためのコストその他多額の費用が発生する可能性を否定できず、その場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8) 小規模組織であることについて

当社は、平成 29 年 12 月 31 日現在、取締役 4 名、監査役 1 名、従業員 24 名と小規模な組織構成となっております。今後、当社の成長のためには、営業・製造・管理の各部門における優秀な人材の確保や内部管理体制の一層の充実が必要であるものと考えております。当社では、既存従業員の育成を図るとともに採用活動による人員増強を適宜行うことを予定しておりますが、人材が適時かつ十分に確保できない場合には、業務執行や内部管理において必要となる人的・組織的対応が困難となる可能性があります。

(9) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、当社取締役、従業員等の業績向上へのインセンティブを高めることを目的として、ストック・オプション制度を採用しております。会社法の規定に基づき、株主総会の承認を受け、当社取締役及び従業員等に対して新株予約権の発行と付与を行いました。

当事業年度末日現在における当社の発行済株式総数は、517,700 株であり、付与された新株予約権の権利行使がなされた場合には、当社の 1 株当たりの株式価値が希薄化する可能性があります。

(10) 災害等について

当社の事業拠点は、工場併設の本社社屋及び男きもの専門店となっております。このため、地震、火災、洪水、新型コロナウイルスの発生等により物的・人的被害を受けた場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(11) 担当 J-Adviser との契約について

当社は、(株)東京証券取引所が運営を行っております証券市場 TOKYO PRO Market の上場企業です。

当社ではフィリップ証券(株)を平成 25 年 8 月 25 日の取締役会において、担当 J-Adviser に指定する事を決議し、平成 25 年 8 月 26 日にフィリップ証券(株)との間で、担当 J-Adviser 契約書（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。

なお、本発行情報公表日現在において、当社は債務超過の状態となっておりますが、フィリップ証券(株)からは債務超過ではあるものの、足元の資金繰り、取引金融機関との関係、営業の状況、及び経費削減の状況を勘案し総合的に判断した結果、無催告解除を行わない旨の報告を受けております。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

(1) 債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1 年以内に債務超過の状態から脱却しえなかったとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して 1 年を経過する日（当該 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該 1 年を経過した日から起算して 1 年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2 年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して 2 年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して 1 年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該 1 年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間において、再建計画（本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の a 及び b に定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める 1 年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった旨の報告を書面で受けた場合

(3) 破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次の a から c ままでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該 a から c ままでに掲げる場合には当該 a から c ままでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難であ

る旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することを取締役会の決議を行った場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

(4) 前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

(5) 事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（(3) bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

(6) 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないことと乙が認めた場合。

(7) 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

(8) 有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

(9) 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を

除く。以下このbにおいて同じ。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

(10) 法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

(11) 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を(株)東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

(12) 株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

(13) 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

(14) 指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

(15) 株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っているとして乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。

e 上場株券等より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定。

f 議決権の比率が 300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと乙が認める場合は、この限りでない。

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

(16) 全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

(17) 反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

(18) その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは(株)東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 ヶ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。

2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1 ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。

3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

(12) 継続企業の前提に関する重要事象等

当社は、当事業年度において当期純利益 3,854 千円を計上したものの、前事業年度に引き続き、債務超過の状態となっており、その額は 40,584 千円であります。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社では、当該状況を早期に解消又は改善すべく対応策に取り組んでおりますが、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。なお、継続企業の前提に関する事項及びその対応策に関しましては、「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー状況の分析 (5) 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載しております。

5【経営上の重要な契約等】

契約会社名	契約名称	契約内容	契約締結日	契約期間
日本和装ホールディングス株式会社	販売業務委託契約	日本和装ホールディングス株式会社が開催する和装教室等における、当社に対する販売機会の提供等	平成 21 年 3 月 16 日	1 年間。ただし、契約期間満了前 2 ヶ月以内に文書による更新拒絶の意思表示がない場合には、同一条件で 1 年間自動更新される。

※上記について、販売手数料として売上高の一定率を支払っております。

6【研究開発活動】

当事業年度の研究開発活動については、該当事項はありません。

なお、日常業務の延長として新規事業、新製品の開発に取り組んでおります。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(流動資産)

当事業年度末における流動資産の残高は 234,377 千円で、前事業年度末に比べ 57,948 千円増加しております。現金及び預金の増加 27,820 千円、商品及び製品の増加 20,502 千円が主な変動要因であります。

(固定資産)

当事業年度末における固定資産の残高は 70,030 千円で、前事業年度末に比べ 2,848 千円増加しております。機械装置の増加 2,849 千円が主な変動要因であります。

(流動負債)

当事業年度末における流動負債の残高 246,921 千円で、前事業年度末に比べ 52,098 千円増加しております。買掛金の増加 4,787 千円、前受金の増加 34,481 千円、未払消費税の増加 4,554 千円が主な変動要因であります。

(固定負債)

当事業年度末における固定負債の残高は 98,071 千円で、前事業年度末に比べ 4,843 千円増加しております。長期借入金の増加 2,520 千円、長期リース債務の増加 2,323 千円が変動要因であります。

(純資産)

当事業年度末における純資産の残高は△40,584 千円で、前事業年度末に比べ 3,854 千円増加しております。当期純利益 3,854 千円が変動要因であります。

(3) 経営成績の分析

「1 業績等の概要 (1) 業績」に記載のとおりであります。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フロー」に記載のとおりであります。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等について

「4 事業等のリスク (12) 継続企業の前提に関する重要事象等」に記載しておりますように、当事業年度において、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は当該事業を解消すべく業績の改善と財務体質強化を図り、継続的に安定した経営基盤を構築すべく以下のとおり対応しております。

① 新たな販路の拡大と高付加価値商品の開発

当社は既存市場であるレディース和装市場での受注拡大に取り組む一方で、新たな販路の拡大として、国内外での生地卸を予定しております。日本の伝統的な柄を織り込んだ新規格の生地や国内の画家とのコラボレーション作品等を海外での勤務経験のある人材に営業業務を委託しており、国内外の販路開拓に努めてまいります。

営業人員の増加により卸売りの受注も増えております。卸先に高評価を得ている製品については、卸先の企画による受託製造も始めており、今後は卸先の新規開拓だけでなく、卸先に合わせた製品の開発・生産の受託製造や提案にも取り組んでまいります。

工数が少なく、オールシーズン着用可能な帯の継続製品を適時投入し、ブランドイメージの向上・受注拡大に寄与しております。他産地の着物・帯に博多織の伝統的な柄を配したコラボレーション製品の企画も好評を博しており、自社製品のブランド力増強と販売促進に繋がっております。さらに後続の商品開発に取り組んでおります。

今後も新たな販路の開拓に取り組むことで売上高の増加に努める一方、高付加価値商品の開発に取り組むことで収益性の向上に努めてまいります。

② 男きもの事業の確立

当社は平成 26 年 4 月より男きものの販売を開始しており、男きもの事業の確立を目指します。当事業年度も引き続き各種媒体への衣装提供を行うことで男きものの認知度を高め、Web 広告を中心に、新規顧客の獲得に努めてまいります。男きもの事業をグループ戦略と捉え、親会社の既存施設を使った定期的な販売会と男きもの着付け教室を開催し、男きものへの潜在的な需要の掘り起しにも注力いたします。

店舗では「月オシ」商品を打ち出し、既存顧客の維持と再来店率の向上にも努めてまいります。これまで、低価格高品質の商品を中心に商品の開発を進めておりましたが、既存顧客のニーズ、高価格帯を望まれる顧客のニーズにも対応できる商品の開発にも取り組み、定期的に店内催事を行うことで収益性の向上に努めてまいります。中長期的に男きもの市場を最重点市場と捉えており、当該市場でのシェア獲得に取り組んでまいります。

③ 資金繰り

事業目標に応じた効果的なコスト削減に取り組み、事業及び運転資金の安定的な確保と維持に向け、資金を最大限に有効活用してまいります。取引形態の見直しにより、消化仕入の割合を増やすことで在庫水準を削減し、資金繰りの改善にも取り組みます。国内外での新規顧客開拓、設備入れ替えに必要な資金調達について、取引金融機関と協議を続けております。また財務体質の強化・新たな成長戦略の推進を目的に増資を計画しております。

④ コスト削減

生産面では、織機配置・人員配置を適宜見直し、生産稼働率の安定化と操業度の向上を図り、工数の少ない高付加価値商品を企画・製造することで製品単位当たりのコスト削減に取り組んでおります。また、工数の多い一部製造品を外注することで、人件費を削減しております。製品化できない生地の二次加工にも取り組み、一層の製造原価の低減に取り組めます。

管理面では、商品の管理拠点を福岡本社から京都事業所に移設したことにより、お客様への納期短縮、運賃の削減、商品の配送期間の短縮に取り組み、各種販売会へ相応しい商品を提供することで収益性の向上に努めてまいります。

また、経費の掛かる販売会への参加を控える等、販売会 1 回当たりの経費削減に取り組んでおります。

しかしながら、これらの施策をとっても業績改善については今後の市況等の変化により計画どおりに推進

できず、資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。従って、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものとして認識しております。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 重要な設備の状況

重要な設備に異動はありません。

2【主要な設備の状況】

当社は、福岡県大野城市にて本社工場を、東京都中央区及び京都府京都市にて男きもの専門店を運営しております。主要な設備は以下のとおりであります。

平成29年12月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額			従業員 数 (人)
			建物 (千円)	土地 (千円) (面積㎡)	合計 (千円)	
本社 (福岡県大野城市)	レディース和装 事業 男きもの事業	織物生産 設備	239	63,762 (1,245.0)	64,002	18 (1)
SAMURAI 銀座本店 (東京 都中央区)	男きもの事業	店舗設備	—	—	—	1 (1)

(注) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(アルバイトのみ)は、最近1年間の平均人員を()外数で記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、景気予測、業界動向、投資効率等を総合的に勘案して策定しております。

(1) 重要な設備の新設等

重要な設備の新設等の予定はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の予定はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数 (株)	未発行株式数 (株)	事業年度末 現在発行数 (株) (平成 29 年 12 月 31 日)	公表日現 在発行数 (株) (平成 30 年 3 月 30 日)	上場金融商品取引 所名又は登録認可 金融商品取引業協 会名	内容
普通株式	2,000,000	1,482,300	517,700	517,700	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	単元株式 数 100 株
計	2,000,000	1,482,300	517,700	517,700	—	—

（２）【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第１回新株予約権（平成 25 年 11 月 12 日臨時株主総会決議）

区分	最近事業年度末現在 (平成29年12月31日)	公表日の前月末現在 (平成30年 2 月28日)
新株予約権の数（個）	12,500	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	—	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	12,500（注） 1	同左（注） 1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1（注） 2	同左（注） 2
新株予約権の行使期間	自 平成27年12月 1日 至 平成30年11月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	発行価格 1 資本組入額 0. 5	同左
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当 を受けた新株予約権者におい て、これを行使することを要 する。 ②新株予約権発行時において当 社の取締役及び従業員であつ た者は、新株予約権行使時 においても、当社又はの取締 役及び従業員であることを要 する。ただし、任期満了によ る退任、定年退職その他正 当な理由がある場合はこの 限りではない。 ③新株予約権の相続人による 新株予約権の権利行使は認 めないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには 取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	—	同左
組織再編成行為に伴う新株 予約権の交付に関する事項	（注） 1， 2	同左

（注） 1．当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2．なお、当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる 1 円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{または処分株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数または処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1 円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成25年3月29日 (注) 1	400	1,000	20,000	50,000	—	—
平成25年11月1日 (注) 2	399,000	400,000	—	50,000	—	—
平成25年12月20日 (注) 3	114,000	514,000	57,000	107,000	—	—
平成26年2月28日 (注) 4	3,700	517,700	1,850	108,850	—	—

(注) 1. 有償株主割当

発行価格 50,000 円

資本組入額 50,000 円

割当先 日本和装ホールディングス(株) 400 株

2. 平成 25 年 10 月 10 日開催の取締役会決議により、平成 25 年 11 月 1 日付で普通株式 1 株を 400 株に分割しております。これにより株式数は 399,000 株増加し、400,000 株となっております。

3. 有償第三者割当 114,000 株

発行価格 500 円

資本組入額 500 円

主な割当先 (株)井上、他 12 社、個人 2 名

4. 有償第三者割当 3,700 株

発行価格 500 円

資本組入額 500 円

主な割当先 当社取締役 3 名、他個人 2 名

(6) 【所有者別状況】

平成29年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状 況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	12	—	—	7	19	—
所有株式数(単元)	—	—	—	4,920	—	—	257	5,177	—
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	95.0	—	—	5.0	100	—

(7) 【大株主の状況】

平成29年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 総数に対する所有株式 数の割合 (%)
日本和装ホールディングス株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号	399,800	77.23
酒井 茂	福岡市早良区	11,000	2.12
株式会社 井上	名古屋市中区錦二丁目14番6号	10,000	1.93
外市 株式会社	京都市中京区四条通烏丸東入 長刀鉾町27番地	10,000	1.93
京商 株式会社	京都市下京区五条通烏丸東入ル 松屋町413	10,000	1.93
成田 株式会社	京都市下京区高辻通西洞院西入 永養寺町249番地	10,000	1.93
となみ織物 株式会社	京都市上京区寺ノ内通堀川西入 東西町405番地	10,000	1.93
株式会社 青柳	新潟県十日町市栄町26-6	10,000	1.93
大島紬美術館 株式会社	大阪府池田市畑五丁目7-8	10,000	1.93
木村実業株式会社	京都市下京区室町通仏光寺下ル 山王町546番地の1	10,000	1.93
株式会社羽衣マネキン	大阪市西区南堀江4丁目1番1号	10,000	1.93
長嶋 正晃	京都市北区	10,000	1.93
計	—	510,800	98.67

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成29年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 517,700	5,177	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	517,700	—	—
総株主の議決権	—	5,177	—

【自己株式等】

該当事項はありません。

(9)【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下のとおりであります。

第1回新株予約権（平成25年11月12日臨時株主総会決議）

決議年月日	平成25年11月12日
付与対象者の区分及び人数（名）	取締役3名、従業員12名 顧問2名
新株予約権の目的となる株式の種類	「（2）新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(10)【従業員株式所有制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主尊重の立場から、株主利益を守り継続かつ安定した配当を実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度の配当につきましては、分配可能額がないため無配としております。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第10期	第11期	第12期
決算年月	平成27年12月	平成28年12月	平成29年12月
最高(円)	—	—	—
最低(円)	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 第10期、第11期及び第12期については売買実績がありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Market における取引価格であります。

2. 平成29年7月、8月、9月、10月、11月、12月については売買実績がありません。

5【役員の状況】

(男性4名、女性1名、役員のうち女性の比率20%)

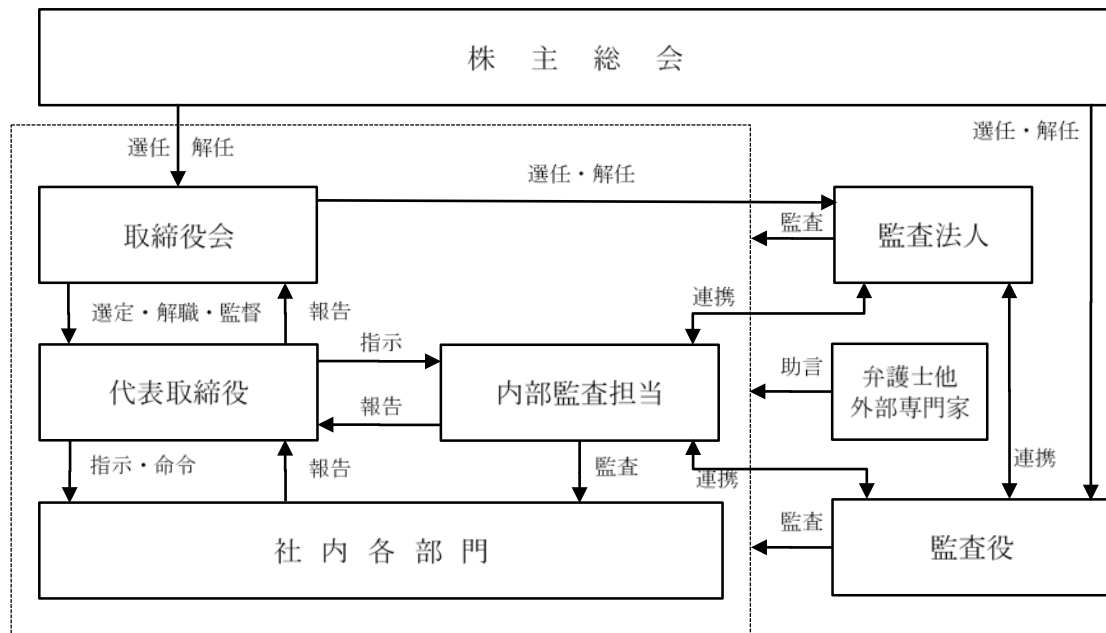
役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	藤永 新一	昭和39年9月19日生	昭和63年4月 株式会社二興 入社 平成8年11月 株式会社吉田商店 入社 (現:日本和装ホールディングス(株)) 平成20年4月 同 日本和装 営業担当執行役員 営業部長 平成20年7月 同 日本和装 取締役営業担当執行役員 平成21年4月 同 日本和装 取締役営業本部長 平成21年6月 日本和装クレジット(株) (現ニチクレ株式会社) 取締役 平成21年10月 同 日本和装 常務取締役営業本部長 平成23年1月 同 日本和装 上席営業担当執行役員 平成24年10月 同 日本和装 常務取締役営業企画担当 平成27年1月 同 日本和装 取締役加盟店担当 平成28年3月 同 日本和装 専務取締役加盟店担当 平成29年12月 株式会社はかた匠工芸 代表取締役就任 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	営業部長	岡井 弘志	昭和50年2月12日生	平成10年3月 株式会社パールトーン入社 平成13年8月 関西和装振興協会入社 (現:日本和装ホールディングス(株)) 平成17年2月 同 日本和装 東海局 平成20年2月 同 日本和装 関東局マネージャー (局長) 平成22年5月 同 日本和装 広島局マネージャー (局長) 平成22年2月 同 日本和装 九州局マネージャー (局長) 平成22年7月 同 九州エリア エリア長 平成23年1月 同 西日本ブロック 副ブロック長 平成23年8月 同 北日本ブロック ブロック長 平成24年12月 同 第二営業部 部長 平成25年1月 同 営業担当執行役員 平成26年7月 株式会社はかた匠工芸 出向 営業部長代理 平成26年9月 株式会社はかた匠工芸 代表取締役就任 平成29年12月 株式会社はかた匠工芸 取締役営業部長 (現任)	(注) 1	(注) 3	—
取締役	—	酒井 茂	昭和28年9月17日生	昭和52年4月 教育開発(株)入社 昭和54年4月 日本習字教育財団入社 平成5年11月 九州和装振興協会入社 (現:日本和装ホールディングス(株)) 平成19年3月 日本和装ホールセラーズ(株) (現:株式会社はかた匠工芸) 代表取締役社長就任 平成19年7月 日本和装ホールディングス(株) 取締役就任 平成21年3月 博多織物協同組合 代表理事就任 平成22年12月 日本和装ホールディングス(株) 取締役退任	(注) 1	(注) 3	11,000株

				平成25年3月	(株)はかた匠工芸 代表取締役退任			
				平成25年11月	(株)はかた匠工芸 代表取締役就任			
					博多織物協同組合 (現:伝統絹織産地協同組合) 代表理事退任			
				平成26年9月	(株)はかた匠工芸 取締役会長			
				平成29年12月	(株)はかた匠工芸 取締役 (現任)			
取締役	管理 部長	今里 恵子	昭和51年9月22日生	平成11年4月	(株)ソフトケーブル入社	(注) 1	(注) 3	300株
				平成14年7月	日本和装振興協会入社 (現:日本和装ホールディングス(株))			
				平成19年12月	日本和装マーケティング(株)出向			
				平成22年3月	日本和装ホールセラーズ(株) (現:(株)はかた匠工芸) 出向			
				平成23年1月	日本和装ホールセラーズ(株) 転籍 管理部に配属			
				平成25年11月	(株)はかた匠工芸 取締役就任 (現任)			
監査役	—	白石 哲也	昭和58年5月9日生	平成18年12月	みずす監査法人 入所	(注) 2	(注) 3	—
				平成19年8月	監査法人トーマツ (現:有限責任監査法人 トーマツ) 入所			
				平成24年10月	白石会計事務所 開設 代表 (現任)			
				平成25年12月	(株)はかた匠工芸 監査役就任 (現任)			
				平成28年10月	Alvis税理士法人 開設 代表社員 (現任)			

- (注) 1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
3. 平成29年12月期における役員報酬の総額は20,617千円を支給しております。
4. 監査役白石哲也は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】



①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の整備を進めることが、経営監視機能を強化し、業務執行の適切性、経営の健全性と透明性を確保するために必要不可欠であると考えております。また、当社が継続的に収益を上げるためには、会社規模の拡大に合わせて、その活動を律する枠組みであるコーポレート・ガバナンス体制の不断の強化が重要課題であると認識しております。

②会社の機関の内容

イ．取締役会

当社の取締役会は、4名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、職務権限規程、稟議規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

ロ．監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

ハ．会計監査

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお平成29年12月期において監査を執行した公認会計士は伊藤次男氏、川畑秀和氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名、その他3名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。

④内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査は、管理部を主管部署とし、担当者1名（管理部）を配置して業務に関する監査を実施しております。また管理部に対する内部監査は、製造部が実施しており、相互に牽制する体制をとっております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者から社長に対し、報告書並びに改善要望書を提出する体制をとっております。

また、監査役は、内部監査担当者より監査実施状況について随時報告を受けるとともに、代表取締役及び監査法人与定期的に意見交換を行い、取締役会への出席以外の場においても課題・改善事項について情報共有し、監査役監査の実効性を高めております。

⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥社外監査役の状況

当社の社外監査役は1名を選任しております。社外監査役は、経営に対する監視、監督機能を担っております。社外監査役白石哲也は、公認会計士、税理士として培われた企業会計及び税務に関する高度な専門知識と豊富な実務経験を有しており、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行するものと判断し選任しております。取締役会へ出席して専門的・客観的見地から、豊富な知識と経験に基づく的確な意見を述べております。当社との間には人的関係、資本的關係、又は取引関係その他の利害関係を有しておりません。

なお、当社は、社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	19,567	19,567	—	—	3
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	1,050	1,050	—	—	1

⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は2名以内とする旨を定款で定めております。

⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第 454 条第 5 項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法 426 条第 1 項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

⑭社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
5,000	—	5,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

(前事業年度及び当事業年度)

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前事業年度及び当事業年度)

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 110 条第 6 項で認められた会計基準のうち、我が国において一般的に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第 3 項の規定に基づき、当事業年度(平成 29 年 1 月 1 日から平成 29 年 12 月 31 日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は、子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 28 年 12 月 31 日)	当事業年度 (平成 29 年 12 月 31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,222	37,043
売掛金	7,380	15,314
商品及び製品	117,614	138,117
仕掛品	20,713	12,699
原材料及び貯蔵品	5,857	6,832
前渡金	3,605	11,327
前払費用	2,898	3,283
立替金	2,994	205
その他	6,142	9,554
流動資産合計	176,429	234,377
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	—	239
機械装置（純額）	—	2,849
工具、器具及び備品（純額）	556	683
土地	※ 1 63,762	※ 1 63,762
有形固定資産合計	※ 2 64,319	※ 2 67,534
無形固定資産		
ソフトウェア	538	269
無形固定資産合計	538	269
投資その他の資産		
長期前払費用	1,442	1,143
長期貸付金	—	2,947
その他	883	1,083
貸倒引当金	—	△2,947
投資その他の資産合計	2,325	2,226
固定資産合計	67,182	70,030
資産合計	243,612	304,408

(単位：千円)

	前事業年度 (平成 28 年 12 月 31 日)	当事業年度 (平成 29 年 12 月 31 日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	16,096	20,884
短期借入金	130,000	130,000
1 年内返済予定の長期借入金	※ 1 18,000	※ 1 22,920
未払金	※ 3 12,276	※ 3 11,922
未払費用	6,623	8,862
未払法人税等	1,607	2,002
未払消費税等	1,753	6,307
前受金	※ 3 7,284	※ 3 41,766
リース債務	—	385
その他	1,180	1,869
流動負債合計	194,823	246,921
固定負債		
長期借入金	※ 1 93,228	※ 1 95,748
リース債務	—	2,323
固定負債合計	93,228	98,071
負債合計	288,051	344,992
純資産の部		
株主資本		
資本金	108,850	108,850
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	△159,526	△155,671
利益剰余金合計	△159,526	△155,671
株主資本合計	△50,676	△46,821
新株予約権	6,237	6,237
純資産合計	△44,438	△40,584
負債・純資産合計	243,612	304,408

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)
売上高		
製品売上高	270,766	398,264
商品売上高	608,170	843,030
合計	878,936	1,241,294
売上原価		
製品期首たな卸高	38,045	41,354
当期製品製造原価	64,329	90,857
合計	102,375	132,211
製品期末たな卸高	41,354	38,319
製品売上原価	61,020	93,892
商品期首たな卸高	44,245	76,260
当期商品仕入高	179,647	249,082
当期加工仕入高	87,140	145,097
合計	311,033	470,439
商品期末たな卸高	76,260	99,798
商品売上原価	234,773	370,641
売上原価合計	※ 1 295,794	※ 1 464,533
売上総利益	583,142	776,760
販売費及び一般管理費	※ 2 ※ 3 574,981	※ 2 ※ 3 765,278
営業利益	8,160	11,482
営業外収益		
受取利息	3	0
受取保険金	—	919
その他	144	243
営業外収益合計	147	1,162
営業外費用		
支払利息	2,990	3,169
貸倒引当金繰入額	—	2,947
売上割引	653	889
その他	923	9
営業外費用合計	4,567	7,014
経常利益	3,740	5,630
特別損失		
減損損失	※ 4 13,559	—
特別損失合計	13,559	—
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)	△9,819	5,630
法人税、住民税及び事業税	1,207	1,775
法人税等合計	1,207	1,775
当期純利益又は当期純損失 (△)	△11,026	3,854

【製造原価明細書】

(単位：千円)

		前事業年度 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費	※ 1	13,259	20.2	16,347	19.7
II 労務費		31,224	47.6	36,286	43.7
III 外注費		16,459	25.1	24,199	29.2
IV 経費		4,606	7.0	6,156	7.4
当期総製造費用	※ 2	65,550	100.0	82,990	100.0
期首仕掛品たな卸高		20,047		20,713	
合計		85,598		103,703	
期末仕掛品たな卸高		20,713		12,699	
他勘定振替高		555		146	
当期製品製造原価		64,329		90,857	

当社の原価計算は、総合原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※ 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)
旅費交通費 (千円)	1,618	1,574
消耗品費 (千円)	1,715	2,664
水道光熱費 (千円)	362	1,151

(注) ※ 2. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)
販売促進費 (千円)	185	—
福利厚生費 (千円)	—	25
広告宣伝費 (千円)	102	—
接待交際費 (千円)	90	—
雑費 (千円)	—	121

③ 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約 権	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計		
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
		繰越利益 剰余金				
当期首残高	108, 850	△148, 499	△148, 499	△39, 649	6, 237	△33, 411
当期変動額						
当期純損失（△）		△11, 026	△11, 026	△11, 026		△11, 026
株主資本以外の項目の当期変 動額（純額）						
当期変動額合計		△11, 026	△11, 026	△11, 026		△11, 026
当期末残高	108, 850	△159, 526	△159, 526	△50, 676	6, 237	△44, 438

当事業年度（自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	株主資本				新株予約 権	純資産 合計
	資本金	利益剰余金		株主資本 合計		
		その他利益 剰余金	利益剰余金 合計			
		繰越利益 剰余金				
当期首残高	108,850	△159,526	△159,526	△50,676	6,237	△44,438
当期変動額						
当期純利益		3,854	3,854	3,854		3,854
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計		3,854	3,854	3,854		3,854
当期末残高	108,850	△155,671	△155,671	△46,821	6,237	△40,584

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日)	(自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△9,819	5,630
減価償却費	2,165	802
減損損失	13,559	—
貸倒引当金の増減額(△減少)	—	2,947
受取利息	△3	△0
受取保険金	—	△919
支払利息	2,990	3,169
売上債権の増減額(△増加)	41	△7,934
たな卸資産の増減額(△増加)	△35,486	△13,464
その他の資産の増減額(△増加)	922	△8,211
仕入債務の増減額(△減少)	7,186	4,787
前受金の増減額(△減少)	694	34,481
未払消費税等の増減額(△減少)	△2,064	4,554
その他の負債の増減額(△減少)	4,342	2,567
その他	2,976	—
小計	△12,493	28,410
利息の受取額	3	0
利息の支払額	△2,990	△3,163
保険金の受取額	—	919
法人税等の支払額又は還付額(△は支払)	△830	△1,380
営業活動によるキャッシュ・フロー	△16,311	24,786
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△1,010
貸付けによる支出	—	△2,947
その他	△63	△200
投資活動によるキャッシュ・フロー	△63	△4,157
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(△は減少)	2,000	—
長期借入れによる収入	—	30,000
長期借入金の返済による支出	△18,000	△22,560
リース債務の返済による支出	—	△248
財務活動によるキャッシュ・フロー	△16,000	7,191
現金及び現金同等物の増減額(△減少)	△32,374	27,820
現金及び現金同等物の期首残高	41,597	9,222
現金及び現金同等物の期末残高	※ 9,222	※ 37,043

【注記事項】

（継続企業の前提に関する事項）

当社は、当事業年度において当期純利益 3,854 千円を計上したものの、前事業年度に引き続き、債務超過の状態となっており、その額は 40,584 千円であります。

当該状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しております。

当社は当該状況を解消すべく業績の改善と財務体質強化を図り、継続的に安定した経営基盤を構築すべく以下のとおり対応しております。

① 新たな販路の拡大と高付加価値商品の開発

当社は既存市場であるレディース和装市場での受注拡大に取り組む一方で、新たな販路の拡大として、国内外での生地卸を予定しております。日本の伝統的な柄を織り込んだ新規格の生地や国内の画家とのコラボレーション作品等を海外での勤務経験のある人材に営業業務を委託しており、国内外の販路開拓に努めてまいります。

営業人員の増加により卸売りの受注も増えております。卸先に高評価を得ている製品については、卸先の企画による受託製造も始めており、今後は卸先の新規開拓だけでなく、卸先に合わせた製品の開発・生産の受託製造や提案にも取り組んでまいります。

工数が少なく、オールシーズン着用可能な帯の継続製品を適時投入し、ブランドイメージの向上・受注拡大に寄与しております。他産地の着物・帯に博多織の伝統的な柄を配したコラボレーション製品の企画も好評を博しており、自社製品のブランド力増強と販売促進に繋がっております。さらに後続の商品開発に取り組んでおります。

今後も新たな販路の開拓に取り組むことで売上高の増加に努める一方、高付加価値商品の開発に取り組むことで収益性の向上に努めてまいります。

② 男きもの事業の確立

当社は平成 26 年 4 月より男きものの販売を開始しており、男きもの事業の確立を目指します。当事業年度も引き続き各種媒体への衣装提供を行うことで男きものの認知度を高め、Web 広告を中心に、新規顧客の獲得に努めてまいります。男きもの事業をグループ戦略と捉え、親会社の既存施設を使った定期的な販売会と男きもの着付け教室を開催し、男きものへの潜在的な需要の掘り起しにも注力いたします。

店舗では「月オシ」商品を打ち出し、既存顧客の維持と再来店率の向上にも努めてまいります。これまで、低価格高品質の商品を中心に商品の開発を進めておりましたが、既存顧客のニーズ、高価格帯を望まれる顧客のニーズにも対応できる商品の開発にも取り組み、定期的に店内催事を行うことで収益性の向上に努めてまいります。中長期的に男きもの市場を最重点市場と捉えており、当該市場でのシェア獲得に取り組んでまいります。

③ 資金繰り

事業目標に応じた効果的なコスト削減に取り組み、事業及び運転資金の安定的な確保と維持に向け、資金を最大限に有効活用してまいります。取引形態の見直しにより、消化仕入の割合を増やすことで在庫水準を削減し、資金繰りの改善にも取り組みます。国内外での新規顧客開拓、設備入れ替えに必要な資金調達について、取引金融機関と協議を続けております。また財務体質の強化・新たな成長戦略の推進を目的に増資を計画しております。

④ コスト削減

生産面では、織機配置・人員配置を適宜見直し、生産稼働率の安定化と操業度の向上を図り、工数の少ない高付加価値商品を企画・製造することで製品単位当たりのコスト削減に取り組んでおります。また、工数の多い一部製造品を外注することで、人件費を削減しております。製品化できない生地の二次加工にも取り組み、一層の製造原価の低減に取り組めます。

管理面では、商品の管理拠点を福岡本社から京都事業所に移設したことにより、お客様への納期短縮、運賃の削減、商品の配送期間の短縮に取り組み、各種販売会へ相応しい商品を提供することで収益性の向上に努めてまいります。

また、経費の掛かる販売会への参加を控える等、販売会 1 回当たりの経費削減に取り組んでおります。

しかしながら、これらの施策をとっても業績改善については今後の市況等の変化により計画どおりに推進できず、資金繰りに重要な影響を及ぼす可能性があります。従って、現時点においては継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在するものとして認識しております。

なお、財務諸表は継続企業を前提として作成しており、継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を財務諸表には反映しておりません。

(重要な会計方針)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品	個別法による原価法
製品及び仕掛品	移動平均法による原価法
原 材 料	最終仕入原価法

(貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成 28 年 4 月 1 日以後に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	15 年
工具、器具及び備品	6～7 年

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5 年以内）に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から 3 ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

(損益計算書)

前事業年度において、「売上高」に含めておりました「製品売上高」、「商品売上高」は、「売上高合計」の内訳科目として区分掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

(キャッシュ・フロー計算書)

前事業年度において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めておりました「未払消費税の増減額（△は減少）」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、「営業活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に表示していた 911 千円は、「未払消費税の増減額（△は減少）」△2,064 千円、「その他」2,976 千円として組み替えております。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
土 地	63,762千円	63,762千円

担保付債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
一年内返済予定の長期借入金	13,008千円	13,008千円
長期借入金	68,212千円	55,204千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	535千円	1,068千円

※3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には次のものがあります。

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
売掛金	一千円	7,579千円
未払金	5,607千円	4,581千円
前受金	5,079千円	41,627千円

(損益計算書関係)

※1 期末たな卸高は収益性の低下に伴う簿価切下後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
	416千円	999千円

※2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
関係会社への販売手数料	388,947千円	531,943千円

※3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
販売促進費	399,276千円	539,846千円
支払手数料	46,306千円	58,360千円
会場費	34,235千円	35,382千円
旅費交通費	26,123千円	30,595千円
販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度84%、当事業年度83%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度16%、当事業年度17%であります。		

※4 減損損失

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

場所	用途	種類
東京都中央区他	店舗設備	建物等

当社は原則として事業用資産については事業セグメントを基準とした資産のグルーピングを行っております。

当社の店舗設備については、継続的な黒字化が不確実なため、当該設備の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額13,559千円を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該設備の回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローがプラスになることが不確実なため零評価としております。

当事業年度（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	517,700	—	—	517,700
合計	517,700	—	—	517,700

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	6,237
合計		—	—	—	—	—	6,237

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	517,700	—	—	517,700
合計	517,700	—	—	517,700

2. 自己株式の種類及び株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当事業年度末残高(千円)
			当事業年度期首	当事業年度増加	当事業年度減少	当事業年度末	
提出会社	第1回ストック・オプションとしての新株予約権	—	—	—	—	—	6,237
合計		—	—	—	—	—	6,237

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成28年1月1日 至 平成28年12月31日)	当事業年度 (自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日)
現金及び預金勘定	9,222千円	37,043千円
現金及び現金同等物	9,222千円	37,043千円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引

① リース資産の内容

製織機（機械及び装置）であります。

② リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である売掛金等については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングを行い、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

該当事項はありません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

買掛金及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価については、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（平成 28 年 12 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	9, 222	9, 222	—
(2) 売掛金	7, 380	7, 380	—
(3) 前渡金	3, 605	3, 605	—
資産計	20, 208	20, 208	—
(1) 買掛金	16, 096	16, 096	—
(2) 未払金	12, 276	12, 276	—
(3) 未払法人税等	1, 607	1, 607	—
(4) 未払消費税等	1, 753	1, 753	—
(5) 短期借入金	130, 000	130, 000	—
(6) 長期借入金（1 年内返済予定を含む）	111, 228	111, 228	—
負債計	272, 962	272, 962	—

当事業年度（平成 29 年 12 月 31 日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	37, 043	37, 043	—
(2) 売掛金	15, 314	15, 314	—
(3) 前渡金	11, 327	11, 327	—
資産計	63, 684	63, 684	—
(1) 買掛金	20, 884	20, 884	—
(2) 未払金	11, 922	11, 922	—
(3) 前受金	41, 766	41, 766	—
(4) 未払法人税等	2, 002	2, 002	—
(5) 未払消費税等	6, 307	6, 307	—
(6) 短期借入金	130, 000	130, 000	—
(7) 長期借入金（1 年内返済予定を含む）	118, 668	118, 668	—
(8) リース債務（1 年内返済予定を含む）	2, 708	2, 717	9
負債計	334, 260	334, 269	9

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 前渡金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 前受金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等、(6) 短期借入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金（1年内返済予定を含む）

変動金利によるものであり、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

(8) リース債務（1年内返済予定を含む）

リース債務の時価については、元利金の合計額を、新規に同様のリースを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注) 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

前事業年度（平成 28 年 12 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	9,222	—	—	—
売掛金	7,380	—	—	—
前渡金	3,605	—	—	—
合計	20,208	—	—	—

当事業年度（平成 29 年 12 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
現金及び預金	37,043	—	—	—
売掛金	15,314	—	—	—
前渡金	11,327	—	—	—
合計	63,684	—	—	—

(注) 3. 長期借入金の決算日後の返済予定額

前事業年度（平成 28 年 12 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	18,000	72,000	21,228	—
合計	18,000	72,000	21,228	—

当事業年度（平成 29 年 12 月 31 日）

	1 年以内 (千円)	1 年超 5 年以内 (千円)	5 年超 10 年以内 (千円)	10 年超 (千円)
長期借入金（1年内返済予定を含む）	22,920	95,478	7,012	—
合計	22,920	95,478	7,012	—

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員9名 当社顧問1名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 12,500株
付与日	平成25年12月1日
権利確定条件	付与日(平成25年12月1日)以降、権利確定日(平成27年11月30日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自平成25年12月1日 至平成27年11月30日
権利行使期間	自平成27年12月1日 至平成30年11月30日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度(平成29年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第1回ストック・オプション
権利確定前(株)	
前事業年度末	—
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	—
権利確定後(株)	
前事業年度末	12,500
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	12,500

② 単価情報

	第1回ストック・オプション
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	—
付与日における公正な評価単価(円)	500

3. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみが反映される方法を採用しております。

4. スtock・オプションの本源価値により算定を行う場合の当事業年度末における本源価値の合計額
当事業年度末における本源価値の合計額 6,237 千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	122千円	267千円
繰延資産償却超過額	704	336
株式報酬費用	1,909	1,909
繰越欠損金	45,565	44,488
減損損失	5,870	5,233
評価性引当額	△54,172	△53,138
繰延税金資産合計	—	—
繰延税金資産の純額	—	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (平成28年12月31日)	当事業年度 (平成29年12月31日)
法定実効税率 (調整)	△33.1%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
交際費等永久に損金に算入 されない項目	1.7	
役員給与損金不算入	1.5	
住民税均等割	9.2	
評価性引当額の変動額	32.8	
その他	0.2	
税効果会計適用後の法人税 等の負担率	12.3	

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、事業の種類別に「レディース和装事業」及び「男きもの事業」の2つを報告セグメントとしております。

「レディース和装事業」は主に、女性向けの帯・着物の製造、仕入及び販売をしております。「男きもの事業」は主に、男性向けの帯・着物の製造、仕入及び販売をしております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法
報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と同一であります。
報告セグメントの利益又は損失は、営業利益又は営業損失ベースの数値であります。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前事業年度（自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	合計
	レディース スและ装事 業	男きもの 事業	計		
売上高					
(1)外部顧客への売上高	816,258	62,677	878,936	—	878,936
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	816,258	62,677	878,936	—	878,936
セグメント利益又は損失(△)	14,327	△6,167	8,160	—	8,160
セグメント資産	115,971	48,590	164,561	79,050	243,612
その他の項目					
減価償却費	222	1,673	1,896	269	2,165
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	—	—	—	—	—

（注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに帰属しない本社土地等の全社資産であります。

当事業年度（自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	合計
	レディース スและ装事 業	男きもの 事業	計		
売上高					
(1)外部顧客への売上高	1,175,909	65,385	1,241,294	—	1,241,294
(2)セグメント間の内部売上高 又は振替高	—	—	—	—	—
計	1,175,909	65,385	1,241,294	—	1,241,294
セグメント利益又は損失(△)	13,734	△2,251	11,482	—	11,482
セグメント資産	149,883	50,792	200,676	103,732	304,408
その他の項目					
減価償却費	501	—	501	300	802
有形固定資産及び無形固定 資産の増加額	3,588	—	3,588	160	3,748

（注） 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに帰属しない本社土地等の全社資産であります。

【関連情報】

前事業年度（自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」をご参照ください。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

当事業年度（自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報「3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報」をご参照ください。

2. 地域ごとの情報

（1）売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の 90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため記載はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日）

	レディース和装事業	男きもの事業	合 計
減損損失	—	13,559 千円	13,559 千円

当事業年度（自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前事業年度（自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（%）	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	日本和装 ホールデ ィングス (株)	東京都 中央区	459,634	和服及 び和装 品の販 売仲介	(77.2)	当社に 対する 販売機 会の提 供	顧客からの 販売代金の 精算 (注) 2	350,290	前受金	5,079
							販売手数料 の支払 (注) 3	388,947	—	—
							会場費等 の支払 (注) 4	39,718	未払金	5,607

当事業年度（自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日）

種類	会社等の 名称又は 氏名	所在地	資本金又は 出資金 (千円)	事業の 内容又は 職業	議決権等の所 有（被所有） 割合（%）	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	日本和装 ホールデ ィングス (株)	東京都 中央区	459,634	和服及 び和装 品の販 売仲介	(77.2)	当社に 対する 販売機 会の提 供 役員の 兼任	顧客からの 販売代金の 精算 (注) 2	530,803	前受金	41,627
							販売手数料 の支払 (注) 3	531,943	—	—
							会場費等 の支払 (注) 4	37,167	未払金	4,581
							製品・商品の 販売代金 (注) 5	7,115	売掛金	7,579

- (注) 1. 上記の金額のうち取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等を含んでおります。
2. 日本和装ホールディングス株式会社からの販売代金の精算については、同社との販売業務委託契約に基づくものです。精算方法としては、顧客の購入代金より販売手数料及び加工代金（仕立て代等）を差し引いた金額が当社に入金されます。この精算方法は、他社と同等の取引条件によっております。
3. 日本和装ホールディングス株式会社に対する販売手数料の支払については、他社と同等の取引条件によっております。
4. 日本和装ホールディングス株式会社に対する会場費等の支払については、他社と同等の取引条件によっております。
5. 日本和装ホールディングス株式会社に対する製品・商品の販売については、他社と同等の取引条件によっております。

2. 親会社または重要な関連会社に関する注記

親会社情報

日本和装ホールディングス株式会社（東京証券取引所に上場）

(1 株当たり情報)

前事業年度 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日)		当事業年度 (自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)	
1 株当たり純資産額	△97 円 89 銭	1 株当たり純資産額	△90 円 44 銭
1 株当たり当期純損失金額 (△)	△21 円 30 銭	1 株当たり当期純利益金額	7 円 45 銭
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	—	潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額	7 円 27 銭

(注) 1. 前事業年度の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1 株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

2. 1 株当たり当期純利益金額又は 1 株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後 1 株当たり純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成 28 年 1 月 1 日 至 平成 28 年 12 月 31 日)	当事業年度 (自 平成 29 年 1 月 1 日 至 平成 29 年 12 月 31 日)
1 株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (千円)		
当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (千円)	△11,026	3,854
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額又は当期純損失金額 (△) (千円)	△11,026	3,854
普通株式の期中平均株式数 (株)	517,700	517,700
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額 (千円)	—	—
普通株式増加数 (株)	—	12,476
(うち新株予約権) (株)	—	(12,476)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第 1 回新株予約権 (新株予約権の数 12,500 個)	—

⑤【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

資産の 種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物	—	250	—	250	10	10	239
機械装置	—	3,138	—	3,138	289	289	2,849
工具、器具及び備品	1,092	360	—	1,452	768	233	683
土地	63,762	—	—	63,762	—	—	63,762
有形固定資産計	64,854	3,748	—	68,603	1,068	533	67,534
無形固定資産							
ソフトウェア	1,346	—	—	1,346	1,076	269	269
無形固定資産計	1,346	—	—	1,346	1,076	269	269

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	130,000	130,000	1.375%	—
1年以内に返済予定の 長期借入金	18,000	22,920	1.124%	—
1年以内に返済予定の リース債務	—	385	3.813%	—
長期借入金 (1年以内に返済予定 のものを除く)	93,228	95,748	1.124%	平成31年～平成36 年
リース債務 (1年以内に返済予定 のものを除く)	—	2,323	3.813%	平成31年～平成36 年
合計	241,228	251,376	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く）の決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	22,920	22,920	22,920	19,976
リース債務	400	416	432	448

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	—	2,947	—	—	2,947

（２）【主な資産及び負債の内容】

１ 流動資産

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	130
預金	
普通預金	36,913
小計	37,043
合計	37,043

②売掛金

相手先	金額(千円)
個人	649
その他	14,664
合計	15,314

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高 (千円)	当期発生高 (千円)	当期回収高 (千円)	当期末残高 (千円)	回収率 (%)	滞留期間 (日)
(A)	(B)	(C)	(D)	$\frac{(C)}{(A) + (B)} \times 100$	$\frac{(A) + (D)}{2}$ $\frac{(B)}{365}$
7,380	41,756	33,821	15,314	68.8	99

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

③商品及び製品

区分	金額(千円)
帯	36,426
着物	93,115
草履等小物	8,575
合計	138,117

④仕掛品

区分	金額(千円)
帯	12,699
合計	12,699

⑤原材料及び貯蔵品

区分	金額(千円)
糸	6,802
切手、印紙、印刷物等	30
合計	6,832

2 負債

①買掛金

相手先	金額(千円)
近江屋株式会社	3,641
有限会社相馬商店	3,513
その他	13,729
合計	20,884

②前受金

相手先	金額(千円)
日本和装ホールディングス株式会社	41,627
その他	139
合計	41,766

③短期借入金

相手先	金額(千円)
株式会社西日本シティ銀行	130,000
合計	130,000

④長期借入金（一年内返済予定を含む）

相手先	金額(千円)
株式会社西日本シティ銀行	105,228
株式会社日本政策金融公庫	13,440
合計	118,668

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	事業年度末日の翌日から3ヵ月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	普通株式
剰余金の配当の基準日	毎年12月31日 毎年6月30日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
名義書換手数料	無料
新券交付手数料	該当事項はありません。
単元未満株式の買取り 取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
取次所	三菱UFJ信託銀行株式会社 全国各支店
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。（ http://takumikougei.jp/ ） ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。
株主に対する特典	該当事項はありません。

（注）当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

第二部【特別情報】

第1【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

平成30年3月30日

株式会社 はかた匠工芸
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 次男 (印)
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川畑 秀和 (印)
業務執行社員

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社はかた匠工芸の平成29年1月1日から平成29年12月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社はかた匠工芸の平成29年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は当事業年度において当期純利益3,854千円を計上したものの、当事業年度末において債務超過の状態にあり、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上